

◆豊川市(旧一市四町)の二役の給料額の推移

【市長・町長】

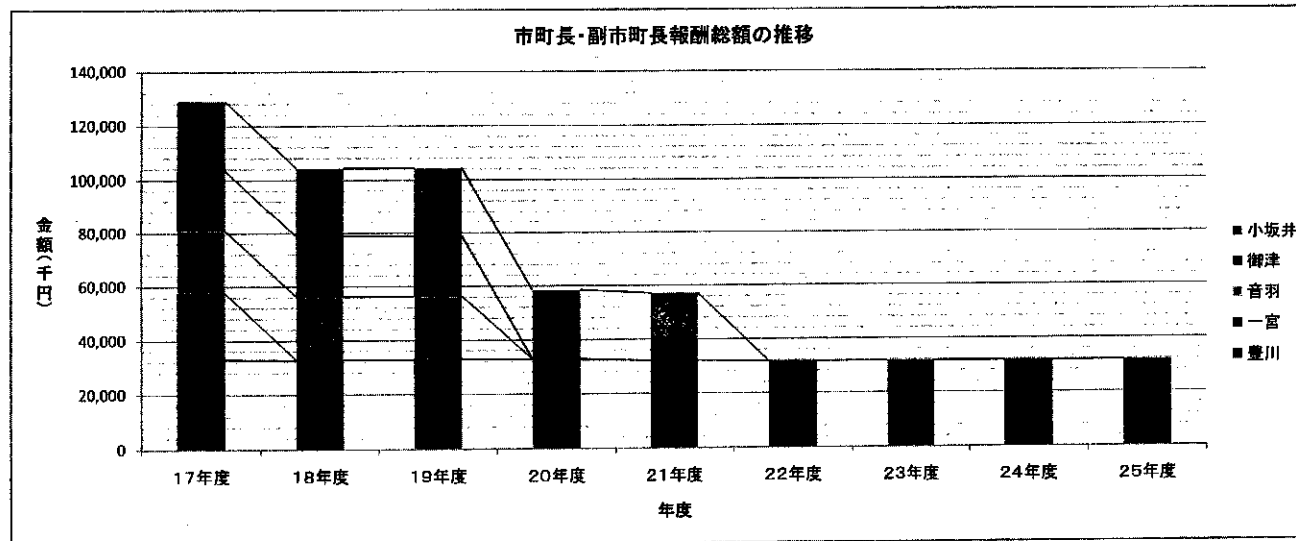
年度	月額(千円)					年額(千円)					合計(千円)	合併	増減の理由	
	豊川		一宮	音羽	御津	小坂井	豊川	一宮	音羽	御津				小坂井
	給料	調整手当												
17年度	1,029	5%	780	735	710	810	18,170	13,617	12,831	12,395	14,141	71,154	18.2.1一宮合併	一宮△20%624,000
18年度	1,073	廃止		735	710	810	18,088		12,831	12,395	14,141	57,455		小坂井18.4.1-△10%729,000
19年度	1,073			735	710	810	18,088		12,831	12,395	14,141	57,455	20.1.15音羽・御津	小坂井△10%729,000
20年度	1,073					810	18,088				14,141	32,229		小坂井△10%729,000
21年度	1,073					810	17,699				13,847	31,546	20.2.1小坂井	小坂井△10%729,000
22年度	1,069						17,401					17,401		
23年度	1,069						17,401					17,401		
24年度	1,069						17,401					17,401		
25年度	1,069						17,401					17,401		

【副市長・副町長】

年度	月額(千円)					年額(千円)					合計(千円)	合併	増減の理由	
	豊川		一宮	音羽	御津	小坂井	豊川	一宮	音羽	御津				小坂井
	給料	調整手当												
17年度	841	5%	630	605	585	650	14,851	10,998	10,562	10,213	11,347	57,971	18.2.1一宮	一宮△2%617,400
18年度	877	廃止		605	585	650	14,784		10,562	10,213	11,347	46,906		
19年度	877			605	585	650	14,784		10,562	10,213	11,347	46,906	20.1.15音羽・御津	豊川19.11.21-20.6.30不在
20年度	877					650	14,784				11,347	26,131		小坂井20.12.1-不在
21年度	877					650	14,466				11,112	25,578	20.2.1小坂井	小坂井不在
22年度	874						14,227					14,227		
23年度	874						14,227					14,227		
24年度	874						14,227					14,227		
25年度	874						14,227					14,227		

【市町長・副市町長】

年度	月額(千円)					年額(千円)					合計(千円)	合併	増減の理由	
	豊川		一宮	音羽	御津	小坂井	豊川	一宮	音羽	御津				小坂井
	給料	調整手当												
17年度						33,021	24,615	23,393	22,608	25,488	129,125	18.2.1一宮		
18年度						32,872	0	23,393	22,608	25,488	104,361			
19年度						32,872	0	23,393	22,608	25,488	104,361	20.1.15音羽・御津		
20年度						32,872	0	0	0	25,488	58,360			
21年度						32,165	0	0	0	24,959	57,124	20.2.1小坂井		
22年度						31,628	0	0	0	0	31,628			
23年度						31,628	0	0	0	0	31,628			
24年度						31,628	0	0	0	0	31,628			
25年度						31,628	0	0	0	0	31,628			



◆豊川市(旧一市四町)の議員の議員報酬額の推移

【議長】

年度	月額										年収(千円)					合計(千円)	合併	増減の理由
	豊川	人数	一宮	人数	音羽	人数	御津	人数	小坂井	人数	豊川	一宮	音羽	御津	小坂井			
17年度	564	1	330	1	350	1	323	1	350	1	9,508	5,563	5,900	5,445	5,900	32,316	18.2.1一宮	期末手当改定
18年度	564				350	1	323	1	350	1	9,508	0	5,900	5,445	5,900	26,753		
19年度	564				350	1	323	1	350	1	9,508	0	5,900	5,445	5,900	26,753	20.1.15音羽・御津	
20年度	564								350	1	9,508	0	0	0	5,900	15,408		
21年度	564								350	1	9,303	0	0	0	5,773	15,076	22.2.1小坂井	期末手当改定
22年度	562										9,148	0	0	0	0	9,148		報酬・期末手当改定
23年度	562										9,148	0	0	0	0	9,148		
24年度	562										9,148	0	0	0	0	9,148		
25年度	562										9,148	0	0	0	0	9,148		

【副議長】

年度	月額										年収(千円)					合計(千円)	合併	増減の理由
	豊川	人数	一宮	人数	音羽	人数	御津	人数	小坂井	人数	豊川	一宮	音羽	御津	小坂井			
17年度	514	1	250	1	250	1	245	1	273	1	8,665	4,214	4,214	4,130	4,602	25,825	18.2.1一宮	期末手当改定
18年度	514				250	1	245	1	273	1	8,665	0	4,214	4,130	4,602	21,611		
19年度	514				250	1	245	1	273	1	8,665	0	4,214	4,130	4,602	21,611	20.1.15音羽・御津	
20年度	514								273	1	8,665	0	0	0	4,602	13,267		
21年度	514								273	1	8,478	0	0	0	4,503	12,981	22.2.1小坂井	期末手当改定
22年度	512										8,334	0	0	0	0	8,334		報酬・期末手当改定
23年度	512										8,334	0	0	0	0	8,334		
24年度	512										8,334	0	0	0	0	8,334		
25年度	512										8,334	0	0	0	0	8,334		

【委員長】

年度	月額										年収(千円)					合計(千円)	合併	増減の理由
	豊川	人数	一宮	人数	音羽	人数	御津	人数	小坂井	人数	豊川	一宮	音羽	御津	小坂井			
17年度			235	2	240	2	230	2	258	2	0	3,962	4,046	3,877	4,349	16,234	18.2.1一宮	期末手当改定
18年度					240	2	230	2	258	2	0	0	4,046	3,877	4,349	12,272		
19年度					240	2	230	2	258	2	0	0	4,046	3,877	4,349	12,272	20.1.15音羽・御津	
20年度									258	2	0	0	0	0	4,349	4,349		
21年度									258	2	0	0	0	0	4,349	4,349	22.2.1小坂井	期末手当改定
22年度											0	0	0	0	0	0		報酬・期末手当改定
23年度											0	0	0	0	0	0		
24年度											0	0	0	0	0	0		
25年度											0	0	0	0	0	0		

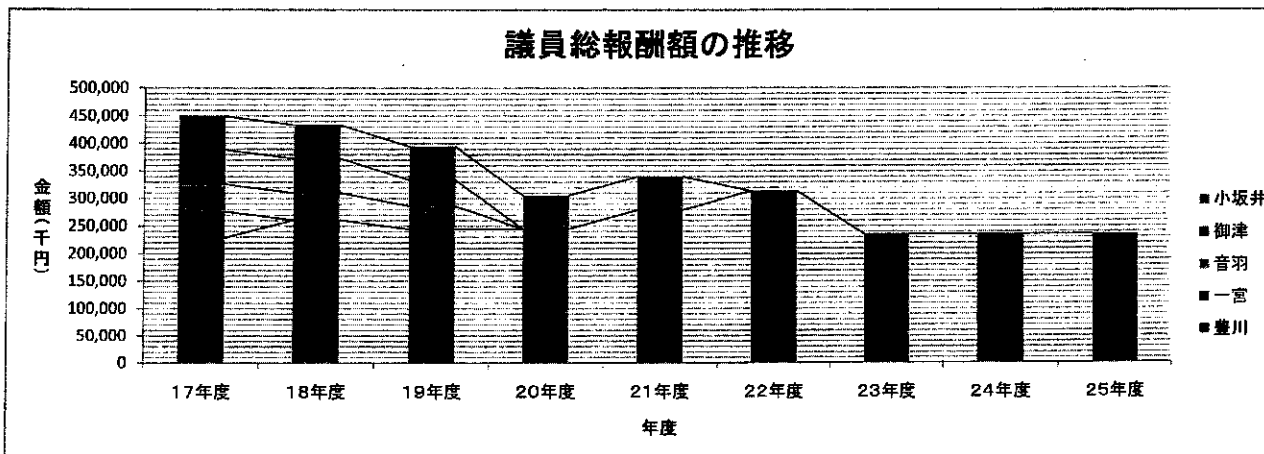
【議員】

年度	月額										年収(千円)					合計(千円)	合併	増減の理由
	豊川	人数	一宮	人数	音羽	人数	御津	人数	小坂井	人数	豊川	一宮	音羽	御津	小坂井			
17年度	480	26	225	8	230	8	225	12	247	10	8,092	3,793	3,877	3,793	4,164	23,719	18.2.1一宮合併	期末手当改定
18年度	480	30			230	8	225	12	247	10	8,092	0	3,877	3,793	4,164	19,926		
19年度	480	28			230	6	225	8	247	10	8,092	0	3,877	3,793	4,164	19,926	20.1.15音羽・御津	
20年度	480	28							247	10	8,092	0	0	0	4,164	12,256		
21年度	480	33							247	10	7,918	0	0	0	4,164	12,082	22.2.1小坂井	期末手当改定
22年度	479	38									7,797	0	0	0	0	7,797		報酬・期末手当改定
23年度	479	28									7,797	0	0	0	0	7,797		
24年度	479	28									7,797	0	0	0	0	7,797		
25年度	479	28									7,797	0	0	0	0	7,797		

【合計】

年度	月額										年収総額(千円)					合計(千円)	合併	増減の理由
	豊川	定数	一宮	定数	音羽	定数	御津	定数	小坂井	定数	豊川	一宮	音羽	御津	小坂井			
17年度		28		12		12		16		14	228,565	48,045	49,222	62,845	60,840	449,517	18.2.1一宮合併	
18年度		32				12		16		14	260,933	0	49,222	62,845	60,840	433,840		一宮補選+4
19年度		30				10		12		14	244,749	0	41,468	47,673	60,840	394,730	20.1.15音羽・御津	19.4統一選
20年度		30								14	244,749	0	0	0	60,840	305,589		音羽補選+2、御津補選+3
21年度		35								14	279,075	0	0	0	60,614	339,689	22.2.1小坂井	
22年度		40									313,768	0	0	0	0	313,768		小坂井補選+5
23年度		30									235,798	0	0	0	0	235,798		23.4統一選
24年度		30									235,798	0	0	0	0	235,798		
25年度		30									235,798	0	0	0	0	235,798		

議員総報酬額の推移



## 人事院勧告制度

### 1 勧告の意義と役割

公務員は、民間企業の勤労者とは異なり、争議権や団体交渉権など憲法で保障された労働基本権が制約されています。給与勧告は、その代償措置として、公務員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものです。

公務員給与については、納税者である国民の理解と納得を得る必要があることから、人事院が労使当事者以外の第三者の立場に立って、官民給与の精確な比較を基に給与勧告を行うことにより、適正な公務員給与が確保されています。

勧告が実施され、適正な処遇を確保することは、労使関係の安定を図り、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっています。

### 2 民間準拠の考え方

人事院は、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準を均衡させること、すなわち民間準拠を基本に、官民の給与を精密に比較（ラスパイレス方式）した上で、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行っています。

人事院が、民間準拠を基本に勧告を行っている理由は、

- ① 国は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難
- ② 職員も勤労者であり、社会一般の情勢に適応した適正な給与の確保が必要
- ③ 職員の給与は国民の負担で賄われている

以上のことなどから、労使交渉等によってその時々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与に公務員給与を合わせていくことが最も合理的であり、職員をはじめ広く国民の理解と納得を得られる方法であると考えられます。

### 3 対象職員（右記①のとおり）

### 4 給与勧告の手順（右記②のとおり）

### 5 勧告の経過及び本市の改定

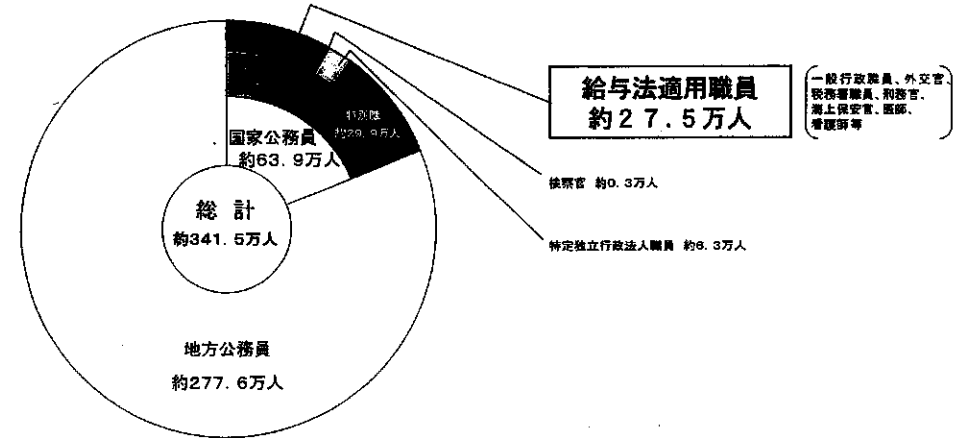
	人事院勧告 官民較差(%)	本市一般職 改定率(%)	期末勤勉手当 支給率(月)	本市特別職 改定率(%)市長	期末勤勉手当 支給率(月)
平成16年度	-	-	4.40	▲1.06	3.30
平成17年度	▲0.36	▲0.32	4.45	-	3.35
平成18年度	-	-	4.45	4.28	3.35
平成19年度	0.35	0.16	4.50	-	3.35
平成20年度	-	-	4.50	-	3.35
平成21年度	▲0.22	▲0.18	4.15	-	3.10
平成22年度	▲0.19	▲0.29	3.95	▲0.37	2.95
平成23年度	▲0.23	▲0.27	3.95	-	2.95
平成24年度	-	-	3.95	-	2.95
平成25年度	-	-	3.95	-	2.95

※平成22年度以降は、この他に55歳以上の管理職（課長補佐以上）の職員について、

1. 5%の減額措置を行って官民較差を解消している。

## ① 給与勧告の対象職員

公務員には、国家公務員約63.9万人と、地方公務員約277.6万人がいます。そのうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、「一般職の職員の給与に関する法律（給与法）」の適用を受ける一般職の国家公務員約27.5万人です。



- (注) 1 国家公務員の数は平成25年度末予算定員等による。
- 2 地方公務員の数は総務省「平成24年地方公務員給与実態調査」に基づいて推計したものである。
- 3 人員は、それぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合致しない場合がある。

## ② 給与勧告の手順

人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に国家公務員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

